

入札参加資格登録をされている皆様へ

平成31年2月18日

入札に係る消費税率の取扱いについて

平成31年10月1日付けで、消費税の引上げについての政府の方針が正式に表明されたところですが、大和町が執行する入札に係る消費税率については、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 平成31年10月1日以降に契約締結する案件

- ・ 予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「予定価格等」という。）は、新税率（10%）で算出します。入札価格は、見積もった契約希望金額の110分の100 に相当する金額としてください。
- ・ 契約は新税率（10%）で締結します。

2 平成31年9月30日までの間に契約締結する案件

- ・ 予定価格等は、現行の税率（8%）で算出します。入札価格は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額としてください。
- ・ 契約は、当初は現行の税率（8%）で締結し、後日、変更契約により新税率（10%）に対応します。

3 平成31年3月31日までに契約締結し、経過措置により施行日後も旧税率（8%）が適用される案件

- ・ 現行の税率（8%）で締結した契約が有効ですので、契約終了時まで特段の作業はございません。

※消費税率の取扱いについては、国税庁のホームページをご覧ください。

問合せ先 大和町役場財政課 TEL：3 4 5－1 1 1 4
